

イギリスの性教育制度化前史 I

——1960年代における性教育関連領域の状況——

広瀬裕子

I はじめに

- 1 問題の所在
- 2 Callaghan の問題提起 Ruskin College における演説
- 3 Callaghan の問題提起の意味

II 1960年代の性教育に関する中央、地方政府の動き

1 中央レベルの政策提言

- (1) 教育省 Ministry of Education 『健康教育 *Health Education*』
- (2) The Crowther Report
- (3) 結婚と離婚に関する王立調査委員会 Royal Commission on Marriage and Divorce
- (4) The Albermarle Report
- (5) The Newsom Report
- (6) The Plowdon Report
- (7) The Cohon Report
- (8) The Latey Report

2 各地の性教育政策

- (1) グロスタシャー Gloucestershire
- (2) ウィルツシャー Wiltshire
- (3) ロンドン、クロイドン地区 London Borough of Croydon
- (4) オックスフォード市 City of Oxford
- (5) バーミンガム市 City of Birmingham
- (6) ニューカッソルオンタイン市 City of Newcastle-on-Tyne
- (7) ランカシャー Lancashire

3 性教育に関する民間組織の活動

- (1) 女性校長会 Association of Headmistresses
- (2) 王立医科大学 Royal College of Practitioners

- (3) 王立助産婦大学 Royal College of Midwives
- (4) クウェイカー教徒
- (5) イギリス国教会
- (6) カトリック結婚助言者委員会 Catholic Marriage Advisor Council
- (7) 出産全国連合会 National Childbirth Trust
- (8) 全国結婚ガイダンス協会 National Marriage Guidance Council
- (9) マリーストープス家族計画クリニック Marie Stopes Family Planning Clinic
- (10) ユース相談センター Youth advisory centres
- (11) その他

III 終わりに

I はじめに

本稿は、イギリス¹⁾で1994年から中等教育で義務必修化された性教育制度の、その制度化が始まる直前に当たる1960年代の状況を整理することを目的としている。本稿では行政文書を含む関係諸団体の関わりに焦点を置き、本稿に続く別稿において、言説の特徴と推移に焦点を当てる予定である。

1 問題の所在

1980年代から1990年代にかけてのサッチャー M.Thatcher, メージャー J. Major の保守党政権下における教育改革を、例えば、リベラル派の代表的教育行政学者である Stephen Ball は、反理知性 anti-intellectualism と懐古趣味 nostalgia という二つの言葉で特徴づけている。そしてここで導入された中央集権的なカリキュラムが、復古主義と新保守主義を新たに秩序化するものであるとして警戒した。Ball は次のように言う。

「伝統的なカリキュラムを通じて伝統的な知識が教室に出現した。それらは『今まで言われ書かれてきたことの中で最も良いこと』の保存と伝達、そしてそれ自身が寄せ集めであり、編集物であり、ステレオタイプで過去の教科書そのものである。妥当性と現在性を執拗に避けて『遺産』と『教典』に注意を注ぎ『つかの間の解放』に依拠する。人気があり、速効性のあるものを疑い、過去の声、文化的政治的エリートの声で組み立てられているカリキュラム。女性と労働者階級と植民地化された人々の過去を無視するカリキュラム。死者のカリキュラム。知識に対するこの華々しいアプローチの仕方が許容するのは崇敬と孤立である。』²⁾

すなわち教室は過去の価値観と教師に対する畏敬が支配する場となり、子ども達には静粛さが課され、今日的現実的な問題関心とは切り離された「過

去」によって構成された知識を学ぶ授業が支配的になるという。そして新しいカリキュラムと連動して導入された全国統一テストによって、子どもたちの持てる力よりは、どれだけ知識を理解したかが測られるようになるとする。こうして始まる新しいカリキュラムは、「文化的政治的エリートの声によって構成され、女性や労働者階級や植民地の人々の過去をないがしろにするカリキュラム」であり、教育におけるマイノリティとされてきた子どもたちの利益が軽視されてしまうと Ball は言うのである。

そして、これは総じて、それまで労働党政権の下でコンプリヘンシブスクールを中心に整備されてきた教育の近代化にブレーキをかけるものであり、ここに展開される教育は、平等原理を廃棄して「無階級 classlessness」原理を据え、子どもたちを‘分離することによって認識される共通性’と、‘選択というイデオロギー’によって生み出される差異で合法的に分類し、子どもの自由は家父長制の厳格さを背景にしたものになり下がると批判する³⁾。

また、セクシュアリティと教育政策に触れて、代表的なフェミニスト教育学者のひとりである Miriam David も同様の批判をしている。Thatcher の新保守主義政策はそれまで養われてきた教育的コンセンサスを崩壊させるもので、自由主義と民主主義に則った教育に失敗のレッテルを貼り、露骨に原理主義的価値観を標榜する政策だとして次のように言う。

「新保守主義は教育に新しい目標を設定しようとしている。自由主義あるいは社会民主主義的学校教育は成果をもたらさなかった。教育の機会均等は有能な能力を最も生かせる場所に配置するようなことはしなかった。社会が求める能力主義は期待できそうもないということだ。教育は、幸せにも、元の選抜と社会統治におけるエリート主義に舞い戻ることになりかねない。厳格に定義しても柔軟に定義しても教育機会均等は期待したのもをもたらさなかったからだ。」⁴⁾

そしてこの改革は教育の機会均等という原則から方向転換し、その先に据

えたのは家父長制道徳教育であるとしている。

「教育課程を使ってこれほどあからさまに家父長制的な社会組織，家族形態，特に男女関係の価値について教えようとする試みも，義務教育の歴史では初めての事だと言ってよい。」⁵⁾

David は，Thatcher が変えたのは労働党的な政治的コンセンサスだけではないと言う。同様に「戦後のトーリー党のポジションをも根底から崩したことは明らかだ」⁶⁾として，それまでのイギリスの政治の流れと1980年代の不連続を指摘する。

この種の不連続は，Butskellism⁷⁾の終焉という形でも言及される。福祉政策の継承，経済政策への国家の関与，教育の機会均等など戦後のイギリスを通じて両政党共に依拠していた政治的コンセンサスは，1979年のThatcher 政権誕生によって終焉するという見方である。たとえ，それまでは労働党が選挙で負けたとしてもその政治パラダイムは新しい政府に継承されたのだが，Thatcher 政権の誕生によって生じた事態は，「イギリスにとって初めて根本的な変化を経験することであり，新しいパラダイムがButskellism にとって変わった」⁸⁾のだと Andrew Biggs は言う。

確かに大幅な，しかも強力にすすめられる改革は，人々に反動化に対する不安と危惧の念を持たせたのも事実である。親の選択権をセットにした教育の中央集権化は，地方自治体レベルでの労働党勢力の弱体化を意図していたことは改めて指摘するまでもなく，福祉を削減して自助努力を強調する流れは，教育の「民主化」に逆行し弱者に厳しい処遇を課す印象を確かに強めた。

しかし，1980年代は予想されたような単純な反動の時代ではなかった。20世紀が終わりを迎える最後の10年間では，教育におけるジェンダー問題といえば男子の学力不振問題を指すようになるなど「皮肉」な流れになっている。Thatcher の教育改革以後，教育におけるマイノリティであるはずの女子の学業成績は着実に上昇し，男子のそれと逆転した後もその差は拡大し続け

た⁹⁾。それだけではない。1997年、ブレア T. Blair の下で政権に返り咲いた労働党は大枠ではそれまでの保守党の改革路線を継承している。Thatcher をそれ以前の労働党の教育政策の切り崩しであると押さえる先に見たようなスタンスは、これらの事態を想定せず済んでいた場所で通用したものである。言うまでもなく、既にこのスタンスは見直しが迫られている。

1997年を待つまでもなく、Thatcher の不連続を強調する見方では説明のできないできごととして、1980年代から1990年代にかけて進んだ学校における性教育の義務必修化があった。学校における性教育は、民間のリベラルな組織と認識されている家族計画協会 Family Planning Association を中心にした勢力によって1970年代に整備されてくる。従ってこの活動、すなわち学校教育における性教育の実施は1970年代から1980年代にかけて、いや今日に至るまでも道徳的右派を中心とした保守派から強硬な批判を受ける場所にある。その性教育を Thatcher, Major と続く保守党政府が同じ陣営にいるその反対勢力を押さえてまでも義務必修化するのである。いかにすればこの政策を前後の流れと整合的に説明することが可能であろうか。この説明を試みることは、1980年代を挟んだ政策の流れの再把握の作業でもある。

2 Callaghan の問題提起 Ruskin College における演説

1979年に始まる Thatcher 内閣の数々の改革は、それまでの労働党内閣の意図に対するアンチとして具体化するわけではない。むしろその連続性に目を向けることでこの時代の別の側面が浮かび上がる。

注目すべきは1976年のキャラハン J. Callaghan 首相による演説である。労働党の党首であったキャラハン J. Callaghan が、1976年に Oxford の Ruskin College で行った、Great Debate のきっかけとなる演説である。経済的な凋落が深刻となった事態を背景に、教育の再建を訴えた¹⁰⁾。

「教科に関することや教育に関することは公衆の話題にするには相応しくないと、あるいはけがれた手で触れるべきでないと思っている人たちがいます。これが熟慮された対応であるとは信じがたい。労働党は常に教育の事を考えてきました。無償教育、コンプリヘンシブ教育、成人教育。生涯に亘る教育です。私たちの中には、御存じのように、その恩恵に与れない人もいたわけです。教育の専門家でない人が、あるいは首相が、これらを再び問題にすることは悪いことではありません。(もちろん…広瀬) 経済問題を解決するためにはどうしたらよいか、支出を引き締めるためには、輸出を維持するためにはどうしたらよいか、などなど。これらはとても大切なことでもあります。しかしあえて私は、長期的に考えたらそれよりもっと大事なものは、将来の世代の育成をどうしたらよいかという問題なのだと言いたいのです。私の考えの多くを負っている、R. H. Tawney は、労働党の教育政策の策定に携わっていた初期の頃に、私たちの子どもたちの素質は、最も貴重なコミュニティの資源であると書いています。私は迷わずに、この素質をどのように育成することができるかを考えたいと思います。」

この演説の中で Callaghan は、アカデミズムと自由に重点が置かれ過ぎた教育制度を社会の要請に応えるように改革しなければならないと訴える。労働党が従来においても教育政策に力を入れていたのは言うまでもない。しかしここで Callaghan が提起しようとする教育への重点の置き方はそれまでの労働党の方針とは異なって見えた。教育の質を経済や産業への貢献度で評価する、労働党にとってタブーであった方法に対して Callaghan は挑戦を試みるのである。この訴えは保守陣営が批判してきた、したがって労働党の側にあるはずの「permissive な社会」¹¹⁾を、批判的に検証しなおそうということの意味する。労働党の側に近いと考えられていた教員組織との関係を考慮して「誤解のないように最初に申し上げますが」と前置きして、教職に携わる人々の熱意と献身を賞賛した後で、次のように語った。Callaghan の念頭に置かれている、第一に取り組むべき問題である。

「しかし、産業界からは新卒者は時に仕事に必要な基本的な道具を身につけ

ていないという不満も聞かれ、無視することができないと思っています。

大学やポリテクニクなど最高の教育を受けた学生たちの多くが、産業界に入る意欲ないし意志を持っていないことがずっと気掛かりでありました。彼らはどちらかという学問の世界に留まるか（それはとても快適なことであることは想像できます）、公務員になることを目指しています。アカデミックな勉強よりむしろ産業界に実際に役立つように、科学教育にもう少し技術重視の傾向が必要なのではないかと思うのです。（中略）

別の例を挙げてみましょう。聞くところによると、かなりの割合の少女たちは在学中に科学の学習を捨ててしまうとありますがなぜなのでしょう。そしてまた学校を卒業した子どもたちの計算能力に関しても無視できないものがあります。様々な産業のレベルでどのように数学が必要とされているかに関して専門的な調査はないのでしょうか。学校と産業界の関係を考えた時に、何ほどの程度不足しているのでしょうか。基本的な技術力が不足しているという問題は、どの程度が産業界内部の力不足が原因であって教育にはどの程度の責任があるのでしょうか。大学やポリテクニクで、人文系は満員なのに科学と工学にはどうして去年は30000人も空きが出たのでしょうか。」

すなわち、課題はまずは有能な信頼するに足る労働力、積極的な姿勢をもつ人材を学校教育を通じて育てることとして言われる。産業界の要求を考慮して、経済の凋落に人材育成の面から対処しなければならないということであった。それまでの教育がそれに応えていないという認識がここにはある。

「誤解のないように最初に申し上げますが」という前置きは、この問題提起は同時にそれまで教育に携わってきた教員の仕事に対する批判にもなるからだ。学校教育の世界で支配的であった、子どもの興味を中心に置く方法や自由主義的な学校教育の運営と実践は、労働党の教育政策の方向でもあった。これにストップをかけ、見直しを求めた。

「この（教育の…広瀬）領域で排他的な考え方を持っている人はいないと思っています。人々の関心は高く、それに応えなければなりません。制度的に対応できるのです。年に600万ポンドを教育に支出しており、それについて議論の余地があります。しかし、理性的に考えましょう。もしもすべてが『教育の自

由対国家統制』という対抗図式に矮小化されて語られるなら、われわれの力を賭す場所はどこにもなくなってしまいます。親、教師、有識者団体、高等教育代表者、産業界の労使、そして政府も、それぞれが教育とその水準に関して何が必要なのかを考えていくのに重要な役割を持っていることを再度強調したいのです。」

今までのような「教育の自由対国家統制」という枠で教育を考えるのは止めよう、そう伏線を敷いた。親、教師、有識者団体、高等教育代表者、産業界の労使、そして政府という教育の関係者が、立場においても言説においても今までの対立関係を前提にするのでなく教育に関わることを提案する。

しかし、誤解してはならない。これは産業界という外圧の批判に教育が屈するということを意味するわけではない。学校教育に寄せられた批判は、労働市場で有能な労働力であるか否かで測るのでなくとも、多くの子どもたちが学校を終える時点で十分に基礎学力を身につけておらず、肯定的な自己認識を得ていないという指摘でもあるからだ。これは教育内部にあっても無視できない問題であった。だからこそ、Callaghan のこのスピーチは広く影響力を持ったのである。そのような教育の現状に対する批判を正面に据え、しかし教員との不要な対立を回避するために、彼はこう訴える。

「(現在の教育に…広瀬) 批判的な発言をする人たちに言いたい。教育の専門家たちをわれわれの側につけるべきだということ。彼らは経験豊富であり、専門的にアプローチすることができます。教師たちに私は言いたい。親や産業界の要望と子どもたちのニーズのために皆さんがしている仕事は、彼らに満足してもらえるものでなければならないと。人々の支持を得られない専門家はゆくゆくは行き詰まるものであるということ。」

Callaghan の問題提起が明らかにしたのは、当時指摘されていた様々な社会問題が、政治的対抗関係の相互批判用に色分けされた材料に簡単に二分できるものではないということである。保守派の独占用語の観があった per-

missiveness という言葉がターゲットとした、自由主義の産物であるとされた各種社会問題は、必ずしも労働党に親和する側にあったわけではなかった。

3 Callaghan の問題提起の意味

保守の対抗図式をはみだす Callaghan の主張は、当時は保守両陣営から 180度の方向転換と評された。保守派の代表的なイデオログ母体である Hillgate Group は、*Black Paper 1977*の中で、Callaghan の Ruskin College での演説は自分達のかねてからの主張をそっくり繰り返すものであるとして労働党の「豹変」ぶりを揶揄した。

「1969年の4月、当時の教育科学大臣であった Short は、(Hillgate Group による…広瀬) *Black Paper* の出版は100年に亘る教育の歴史の中で最も暗い時期の一つであったと述べた。彼は、我々のインフォーマル教育に対する批判を『無秩序な屑』であると評した。1976年の10月、首相である Callaghan は、今まででもやろうと思えばいつでもやれたことだが、我々の服を盗もうとした。彼は我々が主張してきたことをくり返した。金が無駄遣いされている、水準は低すぎる、子どもたちは基礎的な読み書き能力と計算能力を与えられていない。タイムズ教育版 *The Times Educational Supplement* は、Callaghan の演説について『かれは *Black Paper* のマントをまとった』と書いた。」¹²⁾

同様にリベラル派の著名な社会学者である Stuart Hall も保守党が政権を取ることなしに自分達のテリトリーを拡大しえたと、この時期の労働党の動きを皮肉を込めて評した¹³⁾。

しかしここで押さえるべきことは2つある。一つは Callaghan の演説は政権党である労働党党首の演説であったということ、すなわち改革の必要は労働党の方針として提起されたこと、二つはそれゆえ Callaghan から Thatcher への水面下での連続がここに読めるということである。労働党が自らの課題として取り組む必要を痛感していた問題への形ある解答の一つが、

後の保守政権の諸策なのである。Thatcher から Major に至る保守党政府の諸策が、実はそれに先行する労働党の認識ビジョンと通底していることを見落としてはならない。permissiveness という言葉が表現している1960年代のある面に対しては労働党も同様にそこに孕む問題を認識せざるを得なかったということ、そのことをここでは確認したいと思う。性教育政策は実はそれを表す典型例なのである。

II 1960年代の性教育に関する中央、地方政府の動き

イギリスで性教育が制度化される直接の出発点を、広瀬は1970年代の、具体的には家族計画協会 Family Planning Association が性教育に参入する1974年に置いている。それ以後の事態の推移は今までの一連の論稿¹⁴⁾で明らかにしてきたが、付け加えて、それに先行する時期の状況と言説の概要を本稿とそれに続く別稿で整理しておくことにする。本稿では主として性教育に関与した中央および地方における政策と諸団体の活動を整理し、別稿においてはそこにおける言説の推移を整理する。後の義務化に際して言及される諸要素や関与する勢力の基本は多くはこの時期には登場してきている。

当時の状況を歴史的に押さえた先行研究として、Sue Burke によるものがある。1969年11月にチュニジアにおいて開催された国際家族計画連盟 International Planned Parenthood Federation のワーキンググループで報告されたペーパーである。当時のイギリスにおける性教育の概要が整理されている。このペーパーは後1974年に、'Sex Education in the United Kingdom' として活字になっている¹⁵⁾。また、Janet Newman が、Open University に提出した博士論文 'Sex Education and Social Change: Perspectives on the 1960s'¹⁶⁾もこの時期を扱っている。Newman 成りの観点から1960年代から1980年代にいたる性教育とその周辺の性をめぐる言説の変遷を整理したものである。同論文は公刊されていない。また、性教育をめぐる

言説分析に焦点を当てた同様の先行研究として、Geoffrey P. Wallis が London Institute of Education に提出した修士論文（1984年提出）‘Some Ideological Issues in Sex Education in Post-War Britain’がある。同論文も公刊されていない。

本稿では、基本的にこの3本の先行研究を整理することを中心に、1960年代の制度化前史を確認する方法を採る。文中特に注釈がない場合の引用は、これら先行研究、特に Sue Burke に負う。

1960年代は確かに permissiveness を特徴とする時代であった。とはいえ、社会全体を見渡した場合には、性に関する言説の基本的なトーンは家族をそして婚姻をベースとしたものである。性教育の実践にあってもそれは同様で、この時期の性教育に関与した人々、組織団体等は必ずしも性に関して極端に自由主義的であったり、ラディカルな方針を持っていたわけではない。しかしながら性を話題にする場合の宗教的・道徳的な関心の持ち方は弱まり、そういう意味では語り口がオープンになってくる。同時に性に関して科学的、事実に基づいたアプローチが推奨されるようになる。この側面の強調は、どこまでが許容されるかというその範囲と程度については常に議論の対象にはなるものの、一気に性に関する言説を公的な領域で広める原動力になっていく。‘豊かで満足のいく恋愛関係における性’、‘夫婦関係を想定した恋愛と性の自由’の承認が社会的なコンセンサスを得はじめる段階である。本稿では主としてこれら、関係者の関心のあり所を確認する作業となる。

しかしこの段階の言説は、後にラディカルな陣営からは、旧態依然とした「異性愛主義」に基づくビジョンであるとして、その保守性が指摘される部分でもある。したがって性教育言説に限定すれば permissiveness という言葉が批判的に指し示す文字どおりの自由主義的なそれがこの時期に見られるわけではない。これら言説の推移に関しては他稿を期す予定である。

とはいえこの科学路線、恋愛のスキルアップ路線は公的言説としては1960年代の段階ではその進歩性を見なければならぬ。ただ、異性愛関係の領域

に限定したとしても現実社会の変化の速度はそれを上回っており、その変化の部分に関しては性教育は事態を後追いする形になる。例えば結婚や性関係の低年齢化が進み、また望まない妊娠の増加も始まる。生殖、結婚のみを前提として性を発想する性教育ではこれらの現実をカバーしきれなくなっていくのである。家族計画としてでなく避妊指導を導入するか否かが性教育の課題として避けられなくなるのは時間の問題であった。しかしまだ1960年代は積極的にその実施を前提に実践を展開しているわけではない。

この、結婚制度を前提にした人間関係教育としての性教育言説と社会の実態のギャップは、その後1960年代から1970年代にかけて性教育に対してその保守性を批判する論調の一部として顕在化してくる。しかしこのラディカルな立場からの性教育批判は、後の性教育の制度化過程においてはあまり登場しない。むしろ逆に論争の場に登場するのはその「左翼的」な言説と実践を批判する、極右の言説の方であった。それはとりもなおさず、1970年代以降は、例えば避妊指導を前提とする類いの言ってみればりべラルな性教育が実践の場で主流となってくることと無関係ではない。

以下、1960年代当時性教育事業に関与していた諸勢力、諸組織とそれらの活動を整理する。

1 中央レベルの政策提言

1950年代から1960年代にかけて、政府関係部局は学校における性教育に関して幾つかの提言を行っている。

(1) 教育省 Ministry of Education 『健康教育 *Health Education*』

教育省 Ministry of Education (保守党 Eden 内閣) が1956年に性教育に触れたパンフレットを作成した。『健康教育 *Health Education*』¹⁷⁾と題するもので、子どもの安定した健全な生育環境の重要性に触れて、「人間の生殖

の過程と性と性行動の性格、そして人口についての基本知識をよりよく知ること」が人々の性に関わる生活を「理性的」にする上で必要であるとしている。

(2) The Crowther Report

『15から1815 to 18』¹⁸⁾と題された報告書、The Crowther Report が1959年に政府（保守党 Macmillan 内閣）に提出される。産業社会の変化を背景にして15歳から18歳までの青少年の学校教育をどうしたらよいかを、カリキュラムに焦点を当てて検討した報告書である。その中で特に、学業成績があまり良くない女子の教育について考える必要があることを強調している。彼女たちにとっては「結婚が人生の大きな部分を占める」が、結婚年齢が低年齢化している状況にかんがみて、そのような生徒たちに十分な教育を保障することを考える必要があるということである。「将来に亘って家族を維持するためには今までにない大規模なスケールで学校教育に力を注ぐことが必要である」として、結婚に関連させるだけでなく性倫理についても学校で扱うように提言している。また就学年限を16才まで延長する案も提示しており、この延長部分で性に関する実生活に直結する問題を扱うのがよいとしている。

(3) 結婚と離婚に関する王立調査委員会 Royal Commission on Marriage and Divorce

1956年、結婚と離婚に関する王立調査委員会 Royal Commission on Marriage and Divorce は、子どもたちの将来を考えた場合に、教育制度の中で結婚や家族生活を扱うような部分が必要であると説いた。委員会はこの領域で優れた教育活動をしている民間団体に政府補助金を出すことをも提案している。

(4) The Albermarle Report

1960年に出された The Albermarle Report 「イングランドとウェールズにおけるユースサービス *The Youth Service in England and Wales*」¹⁹⁾は、以下の諸点を指摘している。まず、社会の様々な要素が変化している中で若者のニーズに合ったユースサービスにしなければならないこと。変化としては例えば、早熟化、体力の向上、女性の生き方のパターンの変化、少年犯罪の増加、住居基準教育水準の上昇、福祉施設の改善、富裕化 increasing affluence、より良い教育（が受けられるようになったこと、あるいは、を受けるようになったこと…広瀬）、期待度の向上、雇用問題、階層の流動化、価値観の対立、マスメディアの影響、核兵器の開発などがあること。ユースサービスでは、フルタイム、パートタイムのユースリーダーの養成を通じてこれらに対応できるように充実させること。リーダー養成研修にあたって必要な学習は、青年期の心理、青年期の身体的ニーズ、マスメディアやコミュニケーションの意味の近代的变化を含めた近代社会の文化形態の変化、仕事、家庭、セックス、宗教における青年の価値などである。

(5) The Newsom Report

1963年には『我々の未来半分 *Half our Future*』²⁰⁾と題された報告書 The Newsom Report が教育省 Ministry of Education（保守党内閣）に提出される。The Crowther Report よりは低年齢層の13歳から16歳の、学力が平均学業に満たない生徒について論じている。各種提言がなされているが、性教育関連としては、「他人に対する責任ある態度と道徳的態度の基準を内面化させる必要」を言い、この年齢では性の衝動は無視することのできない中心的問題であるとして、子どもたちに性に関してどのように行動したらよいのかについての指針を示すことが極めて重要だとしている。指針制作に当たっては生物学的、道徳的、社会的、個人的観点が必要であるとする。また、学校における性教育の授業計画をたてる際には、親との連絡を密にして、子

供の心身に関する事柄についてどのような対応をしたらよいかを親に対してもアドバイスしながら行う必要があるとしている。また性教育の領域での宗教教育の役割は、子どもたちに「性道徳、結婚前の貞操、貞節」について教えることであるとする。性教育は誰が担当するのが良いかについては既婚の教員を挙げている。諸々の問題を扱いやすいというのが理由である。また、性教育を広くとらえた場合には男女が共に学ぶ環境を整備することもよい学習機会の提供になるともしている。

(6) The Plowdon Report

1967年に政府（労働党 Wilson 内閣）に提出された The Plowdon Report 『子どもと子どもが通う小学校 *Children and their Primary Schools*』²¹⁾は、更に低い年齢層を対象にしている。また上記二つの報告書よりは性教育に関して詳細な検討を行っている。同報告書は、性教育は基本的には親の責任であるとはしながらも、その責任を果たしたてがらない親が多いのが現状で、従って学校が親の意向を尊重しながら性教育に関してきちんとした指針を策定することも必要であるとする。授業については、例えば、生殖については生物学的な側面からきちんと説明すべきであり、生殖と排泄との混同しがちな点に関しては早い時期から対応することで対処できること、授業で使う用語は「科学的な正しい用語」を使うようにすること、子どもからの質問にはすべて正直に答えること、そして同時に性教育の倫理的観点を蔑ろにはならないことなどが注意点としてあげられている。性に不健康な関心を示す子どもはそれほど多くはないので、正直な質問に対しても邪険に対応するべきではないともしている。このような性教育を担当するのは誰が適切かについては、子どもと日々接している教師が適任であるとしている。ただ、「中にはこの領域をやりにくいと言う教師もいることを忘れてはならない」と付け加えている。教員養成については教員が性教育を担当することも想定しなければならぬと、養成方法を検討し直すべきことにも言及している。

(7) The Cohon Report

スコットランド健康事業委員会 Scottish Health Services Council が1964年に作成した健康教育に関する報告書 *The Cohon Report*²²⁾は、「最も必要である教育をもっと導入する必要」を言い、例として性教育を挙げている。学校教育の正規のカリキュラムに健康教育を入れ、そこで知識を与えるかたちの授業を目指すべきとする。つまり、子どもが将来、社会的諸問題、健康上の諸問題に対処できるような方向で教育内容を整え、具体的には両性間の関係というものはどういうものであるのか、青年期、成人期の社会的、健康上の問題にはどのようなものがあるのかなどを教えるとする。性教育を推進するに当たっては行政機関が関係することも必要であると言い、まずは教育省 Minister of Education に同報告書の内容の理解を求め、地方教育当局 Local Education Authorities と公共健康局 Public Health Departments、そして健康教育に関する中央政府の関連部局間の協力体制を整備することを提案している。人材育成についても言及しており、例えば教員養成に関しては性教育を担当するには一般の教員資格だけでは不十分だとして、健康教育のための特別研修制度を政府の事業として整備するべきとしている。また、医師、看護婦に対しても健康教育研修を充実させ、地方教育当局、校長、医師、訪問健康指導員 Health visitor、学校査察官 The inspector of the school の相互支援体制を整えてその成果が十分生かされるようにするべきとする。

(8) The Latey Report

「マジョリティの時代 *The Age of Majority*」²³⁾と題する The Latey Report が1967年に政府（労働党 Wilson 内閣）に提出される。ここでは結婚の最低年齢、性交関与年齢を16歳のままにすることや、親の承諾を必要としない結婚可能年齢を18歳に引き下げる事などが提案されている。「結婚のための教育」という章では、結婚年齢が早まっている昨今にあっては取り分け「在学中に人間関係について十分学ぶことは最低限必要なことである」とし

ている。「近代的な家族生活を営むための技術的、感情的、道徳的問題」について男子も女子ももっと学ぶ必要があることを強調する。そして The Crowther Report が卒業後の1年間の特別授業を提案していたことに触れ、これを単なる特別参加授業にするのではなく通常のカリキュラムとして組み込めばこの種の教育に対応できると提案している。また全国結婚ガイダンス協会 National Marriage Guidance Council やカトリック結婚助言者委員会 Catholic Marriage Advisory Council のような団体に公的資金援助を行い、活動の拡大を支援することの重要性は高いとしている。

2 各地の性教育政策

国際家族計画連盟 International Planned Parenthood Federation から England と Wales の全教育長 Chief Education Officers へアンケート調査が行われ²⁴⁾、地方自治体レベルの性教育行政の概要がまとめられている。それによると、一般的な特徴として次の3点があげられている。

1. 学校の性教育は道徳教育の中で行うように指導する傾向。
2. 性教育は通常時間割りの中で行うこと、また地域の健康部局 Health Department や結婚ガイダンス協会 the Marriage Guidance Council の訪問指導を受けるように指導する傾向。
3. 性教育を主導するのは地方健康当局 Local Authority Health Department で、この教育のために別途健康教育官を雇っている場合もある。幾つかの実践例を以下にあげる。

(1) グロスタシャー Gloucestershire

グロスタシャーでは、教育担当官 Education Officer 主導の下に1969年にグロスタシャー家族生活協会 Gloucestershire Association of Family Life という独自の組織を立ち上げて性教育運営に当たっている。同協会は、地方

教育当局、学校、民間団体の共同運営の形態をとっている。同協会は「男女交際の在り方」、「幸福な生活形成に関しての方策」を主要な検討課題に据えている。取り組まれている事業は教員養成と、地域内の学校や青少年団体から選ばれた青少年を育成するユースリーダー養成である。この事業のために特別に職員を配し、子どもの教育、とりわけ人間関係や家族についての教育の専門家と協力しながら活動に当たっている。

同協会は中等教育（11歳から15歳）を3段階にわけてカリキュラムを組んでいる。その第一段階は中等教育の1年目で行う事を想定し、人間の生殖の生理学的側面を扱いながら「生命の驚異と家族の重要性」を伝える事を狙っている。

当時既に地域内の多くの学校でこの種の教育が行われていることが独自の調査によって明らかになったため、それらの実践の効果をあげるために同協会は新たに担当教員を対象にした年次大会の開催を決めた。

また、子どもたちが早熟化しているので中等教育用に設定していた第一段階の教育内容を初等学校の最終年に移す案も検討されている。協会としては小学校の女子が月経や衛生について訪問健康指導員から教わることは可能であるとしているが、人間関係に関わる部分は内容的に成人段階を視野に入れた第一歩でもあるのでやはり中等教育に入ってからにすべきであるとしている。協会案の第2、3段階は成長、成熟過程における身体的道徳的側面を扱うもので、14歳以上の子どもを対象に構想されている。

グロスタシャーでは性教育担当教員になるためには厳しい選考が課される。グループディスカッション、公開研究会、精神科医と校長による個人面接などを含む24時間の選抜プログラムが義務づけられ、その結果問題なしと判断されると3日間の養成コースに参加して、子どもの発達、コミュニケーション技術、教師生徒関係、教育方法について学び、このコース終了後にはじめて授業担当が可能となる。選抜プログラムの選考結果には、合格以外に、再受験要請、受験断念勧告がある。

同様の形式で青年のワーカー養成とグループリーダー養成を行っている。養成プロセスは教員の場合と同様である。まず様々な領域から集まった候補者の中から、まる1日の選抜プログラムを経て適任者が選ばれる。選ばれた者はグループディスカッションや人間の発達と行動、家族関係、地域の責任についての研修を受ける。それら終了後、各種の講習会や講演会を行う資格を与えられ、要請されれば、PTAや教会、ユースクラブ、結婚していない母親の家庭などへ出向く。中には青少年に匿名の助言をする Youth Advisory Service を運営している者もいる。

(2) ウィルツシャー Wiltshire

ウィルツシャー Wiltshire 地方教育当局でも、1963年に類似の性教育事業を始めている。それぞれの学校は性教育を開始するにあたって、生徒の親に対して授業の詳細について説明することにした。新しく子どもたちが入学してきた時にも、その親に対し説明する。また校長には経営的な役割が期待され、この領域で活動してきている校医や訪問健康指導員と協力関係をつくり、無償で協力が得られるようにスムーズなシステム作りをすることが重要となっている。

(3) ロンドン、クロイドン地区 London Borough of Croydon

ロンドンのクロイドン地区では、地区公共健康局の健康教育部 the Health Education Section of the Public Health Department of the Borough が中心となって性教育を行っている。健康局 Health Department は研修を受けた担当者を3、4人雇用し、初等、中等の両学校での健康教育を担当させており、性教育はその中で行われている。初等教育では授業のやり方は定型化されていて、8歳から11歳までの子どもを対象に親の協力も得ながら進めている。2日間の夜間教室もある。第一日目は親のみを対象にして、学校で行われている授業についての説明、子どもの成長過程での諸問題についての話

し合いを行う。映画やその他の教材も紹介される。第二日目は親子一緒に、授業ではどのようなことを教わっているか話し合ったり、それ以後も家族で気軽に話し合えるような雰囲気作りをする。

初等学校の場合、健康教育や性教育の授業は、自然学習とタイアップしながら行われることが多い。それは健康局 Health Department からの指導員が行う場合も、通常の教師が行う場合もある。性教育の内容としては、人間も含めたあらゆる動物の家族に関する事、親としての世話、生まれてくる赤ちゃんの事、出産子育て、子どもの成長などが想定されている。初等学校にも社会科が導入されれば、家族生活という観点からの性教育をそこに置くことができると考え、ロンドンの公共健康局 Croydon Public Health Department は健康教育計画として1970年中にこの社会科導入を試行することにした。

中等教育に関してはまだ確定したプランはないが、各学校の要請に応じて、健康教育担当者を補助員として派遣し、特別授業、映画やスライドの上映などを行い、子どもたちに考える材料の提供をしている。

又この事業の一環として教師など関係者の参考に供するために各種授業案の作成も行っている。例えば、感染症、成長と発達、成人になるための準備、家族など、あるいはそれらに隣接する領域が用意されている。

(4) オックスフォード市 City of Oxford

オックスフォード市の地方教育当局は、健康教育アドバイザー Health education adviser を採用し、人間関係教育に関する文書作成、教師への指針作りに当たっている。具体的には授業でのディスカッションテーマ案、フィルム、文献その他の教材リストなどの作成などを行っている。また初等学校用のモデル授業も6つ用意されており、その中では生殖に関する男女の生理、受精、妊娠、出産、思春期についての基本的知識が扱われている。授業の導入段階でどのような用語を使うのが良いかを考える上でもこれらの授業案は

参考になるという。これらの文書、情報は区域内の学校に配付されて教師の参考に使われている。

(5) バーミンガム市 City of Birmingham

バーミンガム市地方教育当局に設置された委員会は、教員組織、地域の公共健康局 Public Health Department、地域の学校健康事業 School Health Service からの代表を組織し、各種調査検討を行った。その結果が1967年に「学校における性教育」と題してまとめられ、バーミンガム地区の各学校に配付された。子どもたちの年齢に応じ、また興味や能力に応じ、どのような性教育を行ったらよいかということや、また、教員やカウンセラーの研修が重要であるという指摘、カウンセラーは中等教育が数校集まってグループをつくりそれを単位にして採用するのがよいといったアイディアも提示されている。管轄内の各学区ごとに校長、担当教員による会議を組織して、より組織的な性教育へのアプローチ、より明確な方法でのアプローチの確立を提案しているが、同時に性教育は義務ではないことと、参加を希望しない教員は外れることができるようにするべきことも付け加えている。この報告書を受けて、現職教員のための研修がバーミンガム市の教育大学 City of Birmingham College of Education で実施されている。研修参加者は勤務校の校長推薦で、研修は12日間、まず3日間の導入研修の後、週に1日という形で続く。

(6) ニューカッソルオンタイン市 City of Newcastle-on-Tyne

ニューカッソルオンタイン市の教育委員会 City of Newcastle-on-Tyne Education Committee では独自のカリキュラム研究班を雇用し、市内の学校で使用する健康教育のシラバス作成に当たっている。同研究班は1968年に報告書を出し、次のような方針を示している。初等学校レベルでは、基本的には親の責任で「人生の真実」について教える事が基本であるが、親の承認

を得て学校で教えることもできるとしている。授業が扱うべきは、親としての世話、家族、生まれてくる赤ちゃん、妊娠、出産などで、生理学的な知識を教え、命がどのように繋がっているかを理解させるとする。また昨今は道徳観が変化してきているので、性教育のやり方を中等教育では変える必要があり、現実的な人間関係と関連させるような方向が必要であるとする。また議論を重ねた結果、婚外子の増加とショットガン結婚の増加、性感染症の増加を考慮すると、新しく避妊を授業内容に入れることは避けられないという結論に達したとしている。

しかし、同時に報告書は、「婚前セックスに耽ること」も成人の選択の一つであり説教的な授業になってはならないのだが、青少年に「ガンに飛びつかない（早まった行動をしない…広瀬）」ように説得することはしなければならぬとしている。カリキュラム研究班としては、性教育が性の実験に繋がるといふことはないとこの立場に立つ。性教育の授業はできれば週に一時間は時間割りに組み込んで、どの子どももこの種の授業を受けないまま中等教育を終えるようなことがないようにすべきだとしている。

(7) ランカシャー Lancashire

ランカシャー Lancashire での試みは1966年に報告されている。ランカシャーでは健康医療補助官 Assistant Medical Officer of Health と地方教育当局の代表者が共同で調査を行った。子どもに性について教えるのは親が最善であるという前提に立ちながらも、学校教育の中に性教育を導入するかどうかという問題をどのように考えたら良いのか、その判断材料を得るための調査である。様々なタイプの学校で親と接触を図った。各種の小学校と中等学校で親と夜の連続ミーティングをもった。そこでは性教育の教材用に用意されたフィルムを多数紹介したが、その結果、これらのフィルムを再度子どもと一緒に見る必要があるということになった。そうすることによって親は子どもと話す場合の言葉遣いの問題や知識不足を克服できると思われ

たからである。親の中には、こういう会合に参加することによって、より気楽に子どもと性について語ることができるようになり役立ったという感想が多かった。また次のようなことも見られ、興味深かったとされている。クラブクラブに来ていた幼児づれの親と持った一連の会合でのことである。これらの会合では典型的な家族をモデルにした映像と録音が題材に使われて、どのようにしたら性に関する情報を簡単に自然な形で子どもに伝えることができるか話し合われた。このプログラムが全計画の中で最も重要度が高いと感じられたという。

3 性教育に関する民間組織の活動

行政以外の活動としては、後に制度化過程で中心的な役割を担う家族計画協会が代表的であるが、同協会の性教育とのかかわりは別稿²⁵⁾で触れているのでここではそれ以外の諸団体について触れる。

(1) 女性校長会 Association of Headmistresses

女性校長会 Association of Headmistresses は1968年に「雌ガチョウのソース Sauce for the Goose」²⁶⁾と題する報告書を出した。「性に関する自己認識が強まる時代」に、そして産児制限の技術が効果を高めつつあり同時に従前の道徳基準が弱まりつつある昨今の状況を考えた時に、女子校ではそれらにどのような姿勢で臨んできたのか、あるいはどのように臨むべきか再度考えるべきだと問題を投げかけている。もちろん女子だけでなく男女双方にとってこの問題に取り組むことの重要性を言う。また、性行動が女子にもたらす結果をあまりに強調し過ぎると、女子の方に不当な責任を負わせることにもなりかねないとして注意を促している。性教育を担当する教員に関しては、子育てのために一旦退職したあとに復帰した既婚女性教員が相応しいとしている。

(2) 王立医科大学 Royal College of Practitioners

王立医科大学 Royal College of Practitioners は1967年9月に「青年期とその問題 Adolescence and its Problems」と題するシンポジウムを主催している。「青年と家族計画 Adolescents and Family Planning」という分科会で講演者の Dr Faith Spicer は、婚前の性行為の増加と婚外の妊娠の増加の原因に言及し、「避妊は実行しないが助けを求める」一般的傾向を指摘している。そしてこのような状況が若者の間で支配的である状況では、性教育が果たすべき役割は大きいとしてその重要性を強調した。身体に関する知識を学ぶだけでなく、親、親戚など周囲の人々から「愛情やセクシュアリティの葛藤」全体について学ぶことも大事な部分であるとする。性教育がうまくいくかどうかは、指導に当たる大人の側が十分なトレーニングを積んで子ども達と効果的な話し合いができるかどうかにかかっているとす。学校としては親による教育はどのようなものでもサポートするべきで、子どもに対しては彼らが他の人に対して自分の感情をうまく表現できるように援助し、必要ならば個別のカウンセリングの時間も用意することが必要であるとしている。

(3) 王立助産婦大学 Royal College of Midwives

王立助産婦大学 Royal College of Midwives は1967年に、親になるための準備をテーマにしたシンポジウムを開催した。若者が将来親としての役割を十分担えるために、助産婦は何ができるのか話し合われた。開会にあたって同大学学長である Sir John Peel は、親になることの楽しみと期待そして国民に対する責任を、思春期を迎えようとする若者に伝えていかなければならないと述べている。

(4) クウェイカー教徒

クウェイカー教徒は1963年に「性に対するクウェイカー的見方について

Towards a Quaker View of Sex」と題する文章を出している。性に関して問題を抱えている様々な立場の人に役立ててもらいたいというのがこの文書のねらいである。性に関しては社会の変化が激しく、一体どのような問題に直面しているのかよく見極める必要があるとしている。キリスト教会の道德問題に対するアプローチの仕方を「より深くより創造的建設的なもの」に変えなければならないとして、性に関して柔軟な対応を求めている。

(5) イギリス国教会

イギリス国教会の教育委員会 Church of England Board of Education は 1964年に「学校における性教育 Sex Education in Schools」というパンフレットを出している。同教会には各地の地方教育当局や個々の学校から (300に上るといわれる…広瀬) 性教育に関する問い合わせや意見が寄せられており、このパンフレットにはそれらに答える意味もある。この中で同教会の教育委員会 Church of England Board of Education は、親が子どもに対して性教育をしたがらない昨今にあっては学校に性教育を期待したいとしているが、その際にはあくまでも親と十分連絡をとり、また学校まかせにならないように親も子どもの性教育に参加するするような方向ですすめなければならないとしている。また、注意点として性に関わる身体的側面も結婚や家族生活、社会の在り方との関連の中で扱われるべきこと、道德教育は権威主義的であってはならず、とはいえ子どもが道徳的な判断ができるようにするような方向でやらなければならないこと、宗教道德と性道德の関係が強調され過ぎてはならないこと、しかしながら性教育においては須く子どもの安全を無視してはならないことが挙げられている。同委員会の他に、青年部 Youth Council や児童部 Children's Council などの関連部局もそれぞれの領域で活動を進めている。青年部はもっぱら性教育に関する管区の計画立案に関与し、児童部は教育方法や教材の相談業務を行っている。

また、イギリス国教会の社会責任委員会 Board of Social Responsibility

の内部委員会である道徳社会福祉管区委員会 Committee of Diocesan Moral and Social Welfare が地域の16の道徳福祉委員会 Moral welfare councils と連絡をとりあって性教育に関与している。道徳福祉委員会は健康局 Health Departments や結婚ガイダンス協会 Marriage Guidance Councils, あるいはソーシャルワーカーと協力関係を築きながら人間関係に関する教育に携わっている組織である。

(6) カトリック結婚助言者委員会 Catholic Marriage Advisor Council

カトリック結婚助言者委員会 Catholic Marriage Advisor Council は、イギリス Britain 内に70のセンターを持ち、結婚相談、医療相談、教育相談を行っている。教育事業の中には学校と提携して行っている子ども向けの「家族生活教育」もある。子ども向けだけでなく親や教師用のコースも用意されている。子ども用コースの内容は男性らしさ女性らしさについて、「人生の職業としての結婚」についてなどである。

親との協力関係にはかなり重点をおいており、組織の整備と優れた計画が必要とされている。また、学校用の補助教材を提供したり、親側のニーズや問題を整理して文書にするなど関係者の便宜を図っている。また親を対象にした教室は2回セットで開催され、1回目は子どもが「家族生活教育」を受ける前に、2回目はその授業を受け終わる時にフォローアップを目的として開かれる。この教室運営は基本的にはグループディスカッション形式を中心とし、そこでは学校の授業の意義、全体計画の中での親の役割、子どもの反応などについて、親、教師、そして委員会の代表者がテーマに即して意見交換をする。

(7) 出産全国連合会 National Childbirth Trust

出産全国連合会 National Childbirth Trust は、出産にまつわる恐怖を取り去ることを目的としている組織である。家族生活を充足したものとして営

む上で、出産を幸福に繋がる経験にすることは非常に重要なことで、そのためには出産の恐怖を取り去ることが不可欠であるとする。そのためには学校の性教育で生殖に対する健康的な見方を育成することが大事であって、出産に関する身体的感情的な側面を理解する事は男女共に必要だと主張する。同連合会の出産準備教室では、呼吸法やリラックス法だけでなく、女性を対象に自分自身が通常の生活の中で体験する身体的な事柄を認識するための言葉を習得することなども内容としている。家庭で行う性教育が理想だとされながらも、なかなか実行されないのはこの言葉の難しさも関わる。従って親が言語を習得できれば家庭内から性教育を始めるという「理想」を現実化することができるとしている。また授業をする上での問題点に関しては性教育担当教師と連絡を取り合い、それらの教師を支援するために、教育方法などの勉強会が催されている。

(8) 全国結婚ガイダンス協会 National Marriage Guidance Council

全国結婚ガイダンス協会 National Marriage Guidance Council は、家庭生活教育、性教育に深く関わってきた組織である。同協会は中央政府だけでなく各地の行政当局とも友好な協力関係を持つ。同協会の相談員養成は高度な選抜研修を経ることで知られている。選考された候補者は、2年間に亘る地域の短期コースに参加し、さらに2年間に亘って最低2週間に1度、実践とケーススタディー学習に参加しなければならない。カウンセラーの仕事は自由意志による勤務形態となっており、有資格者の通常の勤務は週に最低3時間で、結婚相談や青少年活動を担当する。

学校に関わる仕事は、地域の結婚委員会事務所 Marriage council office と教育書記官 Education secretary の協力関係の下に行われている。協会が学校へ訪問授業に行く場合には、次のようなやり方を学校側にも了解してもらい協力を求めている。まずは、子どもにセックスについて一方的に話すような大人数を対象にした講演の形はとらない。できる限り10人から最大15人

くらいのグループで、話し合い形式の授業を何回か行う形にする。またもしも可能であれば子どもの親との話し合いも何回か設定する。この種の方法は他のユースグループでも採用されている。

ちなみに1968年を例にとると、同協会の活動として学校向け講座8318回、若者向け講座1322回、PTA向け講座1848回が行われている。

また教員養成事業にも深く関わる傾向にあり、教員とのかかわりも強まっている。同協会としてもこの教員研修には力を入れており、現職教員を対象にした性教育研修も引き受けている。

(9) マリーストープス家族計画クリニック Marie Stopes Family Planning Clinic

マリーストープス家族計画クリニック Marie Stopes Family Planning Clinic は青少年のためのカウンセリングを中心に活動している組織である。1963年からは若者だけでなく、結婚していない人を対象にした産児制限相談を新たに開始している。この領域の仕事は重要であるにもかかわらず受け皿が不足していると考えたクリニックは、若い未婚者に限定した支援活動をしている組織に補助金を出し、センター的な役割が担えるように強化しようということを決定する。こうして最初のブルック助言センター Brook Advisory Centre が1965年にロンドンで活動を開始することになる。それ以来全国で同様のセンターが設置され、ブルック助言センターも9箇所を数えた。ブルックセンターの目的は、未婚の若者に産児制限相談を行うこと、心身や産児制限など各種問題をかかえる人に専門的立場から相談にのること、性に関する責任を人々にしっかり認識させること、望まない妊娠や中絶によってもたらされる苦しみをやわらげることとされる。産児制限の方法を知ることがまずは目的にこれらセンターを訪れる若者も、実は感情面でカウンセラーはじめスタッフのその他の専門的な援助を必要としていることが多いという。

(10) ユース相談センター Youth advisory centres

啓蒙派 enlightened groups の人々によってサザンプトン Southampton やマーシーサイド Merseyside などにユース相談センター youth advisory centre がつくられている。またロンドンのある一つの地区 borough にも新たに若者を対象にしたセンターが開設された。この動きにはこの種の施設の必要性が広く認識されるようになったことに加え、1967年の家族計画法の制定によって地方自治体が地域の家族計画施設に対する政策や財政措置の見直しを迫られたことが追い風と働いた。センターの第一の目的は、形式ばらないで具体的なアドバイスの提供を心掛けることで、結果としてカウンセリングを行うこともある。学校や大学、ソーシャルワーカーやボランティア団体などを通じてこのセンターの事を知り訪れる若者も多い。また、地区内の学校へ出向いて性教育を行ったり、一般市民を対象にした情報提供活動も行っている。将来的には青少年問題の予防解決に当たるための、センターを中心とした広範なネットワークの形成が計画されている。

(11) その他

大学でも学生向けのカウンセリングの必要を認識するところが増加し、学内組織を設けるところも増えている。なかには学生組織がカウンセリング業務を提供している場合もある。大学以外の学校でもカウンセリングの必要性は認識されてきている。カウンセリングを通じて性や感情、性格に関する問題が出てくることは多いという。

III 終わりに

以上、1970年代以前に性教育に関与していた諸組織の考え方、活動を見てきた。性教育の実施にあたっては組織づくり、人材育成、教育内容の整備が三本柱となっている。

第一の組織づくりは、性教育を担う個別組織の整備とそれらを連関させるネットワークの整備あるいはそれらを統括する親組織の整備の二つから成る。まだ学校が性教育の中心に位置しない段階であり、担当の行政機関も必ずしも教育行政部門ではなく、むしろ健康医療行政部門が主要な役割を果たしている。また個別組織についても学校以外の組織の果たす役割は大きく、宗教界、医学界始め女性支援の民間団体など多様な組織が性教育の領域で活動している。これらの民間組織の働きが政府にとっても重要視されていたことは、その育成のための公的資金援助が提案されていることから分る（結婚と離婚に関する王立調査委員会、The Latey Report）。性教育は基本的に親の仕事であるという認識は強弱はあるもののあまねく見られるが、同時に、親にのみ性教育を期待するのでは十分ではないとして、学校教育がそれを補完することの必要も否定されない。学校に性教育の一端を期待する意向は宗教界に於いても同様にみられている。

個々の組織の整備に加え、特に行政的な関心からはそれらを統合する制度づくり、ネットワークづくりが課題となっている。各地域の実践を見ても、それぞれ腐心する様子が伺える。管轄地域の活動を統合するために独自のセンター的な組織を設置したり、独自の専任スタッフを配する方法も各地で試みられている。どの組織がどういう役割を担当するかその役割の配分と、情報収集とそれらを提供するシステムを整えることもポイントである。最低限人材を確保する方法の提示と、教育内容の指針の提供はこの全体システム作りにおいては省くことのできないものである。

全体システムの中で地域のセンター的施設が何を担うかも様々で、人材育成に重点を置くところ（グロスタシャー）や、カリキュラムづくりやプログラム提供など教育内容の充実に重点を置くところ（ロンドンクロイドン地区、ニューカッソルオンタイン市）などある。また、いくつもの学校で性教育の試みがなされていても、それらが孤立した実践で終わらないようにと、担当教員を集めたグロスタシャーの年次大会の開催などは、行政の間接的な支援

方法として興味深い。

学校内の組織づくりも課題である。親との関係をどのような形にするか、誰が授業を担当するか、授業はどのような形態にするか、通常の時間割りに組むか、特別行事として組むか、通常の時間割りに入れる場合にはそのどこに配置するか、教材はどのように手配するか、自作するのか、ネットワークを活用するのか、また外部機関からの訪問授業との連繋をどのように計るかなど多義に亘る。そのための予算確保も現実的な問題であり、ウィルツシャーの報告が、他の組織や関係者の協力をできるだけ無償で確保するために校長の経営的な役割が重要であるとしていたことが想起される。

第二に、組織づくりとならんで重要なのが人材育成である。性教育を担当する力量を持った人材を適切に配置できなければ、制度を有効に機能させることはできない。通常の教員養成制度の中で性教育を実施できる力量育成を考慮せよという提言は最低限共有されうる観点である。更にこの領域独自の資格の創設が必要であるという提案もなされていた (The Cohen Report)。地方自治体のプログラムの中には、学校教育に関わる教員スタッフだけでなく地域の活動を担うスタッフの手厚い養成プログラムに取り組んでいるところもみられる (グロスタシャー)。

現職教員の研修も同様に不可欠で、いわゆる教員養成大学にその業務を期待することは容易に発想しうるが、その他、専門的な活動を展開している民間組織もプログラム提供に大きな役割を果たしている (全国結婚ガイダンス協会、出産全国連合会)。むしろ学校教育に先行して活動しているそれらの民間組織のバックアップによって学校教育の性教育が形を整えていくと見てもよい。これらの組織は、自らのスタッフを養成する充実したプログラムも持っている (全国結婚ガイダンス協会)。

人材という点では学校のスタッフの中で誰が授業を担当するかというのも一貫して課題となる点で、特定のスタッフが担当するのがよいのか、あるいはどの教師も担当するのがよいか、これはどちらの方法もあり得る。特定の

スタッフが担当する場合には学校看護婦が担当したり、特別に研修を受けた教員が担当したり、特定の教科の教員が担当したり、これも一様ではない。ただ教科としては、国際家族計画連盟がおこなった England と Wales の全教育長宛のアンケート調査（II-2）が学校の性教育は道德教育の中で行うように行政指導する傾向があるという特徴を引き出したのは注目すべき点である。性教育が義務化された1994年の時点ではサイエンスが近接教科として重要な位置に置かれていたのに対し、この時期には各地の教育行政では道德教育が性教育に近く発想されているということである。担当者を特定しない方法を採用する場合には、中には担当できない人もあり得ることや、教師の側の、担当したくないという意志も無視してはならないという点もしばしば言及される場所である（The Plowdon Report, バーミンガム市）。

第三の内容面に関しては、この時期は二つのポイントで押さえることができる。一つは、全体的なトーンに関して、もう一つは新しく見え始めるトーンである。

この時期の性教育がベースに持つ基本的なトーンは、子どもたちに大人になるための準備教育として必要な知識を与え、自分自身の生き方を考えてもらおうというものである。これは従来からの結婚制度、家族制度を基本的には維持することを想定している。しかしそこにあっても多少の新鮮さが強調されているのが確認される。それは、性教育を旧態とした道德教育、心構え教育にするのではなく、「新しい」時代に相応しくもっぱら科学的な知識を提供する手法で基本的な事柄を理解させるのが良いというものである。道德教育を司る宗教界も概して柔軟な対応を示している。先にも見たように各地の学校で道德教育が性教育の配置先とされているこの時期にあっては、性に関する科学的知識を伝えようという提案は革新的な意味を持つものであったといえる。子どもに伝えるべき知識としては、最大公約数的には受精、妊娠、出産などに関する身体的生理学的な知識、家族生活に関するもの、親の責任、子育てに関する事柄などである。

このベースに加えて新しく見え始めるトーンは、時代の変化を現実的に認識しようというもので、もちろん時代が変化しているということは広く認識されていることではあるのだが、その流れに抗して伝統をそのまま維持する方向に支点を置くのではなく、その流れに沿って変化に対応する方向に支点を置こうというものである。両者の違いは端的には、結婚したカップルの出産計画を意味する家族計画としてではない形の避妊指導を性教育の中に導入するか、という問題をめぐる立場の違いだといってもよい。夫婦間の避妊をめぐっても賛否ある時期に、若者に避妊指導をすることはまずはマジョリティのコンセンサスが得られる提案ではない。しかしながら王立医科大学のシンポジウムで講演者が指摘したように、「婚前の性行為の増加と婚外の妊娠の増加」は現に始まっていることであり、低年齢化し活発になる青少年の性行動を想定した避妊指導は是非の問題ではなくなってくるのである。この新しい主張は、行政の対応にあっても民間組織の対応にあっても同様にみられるようになる（ニューカッソルオンタイン市、マリーストップス家族計画クリニック）。少数派ではあるが、そのような現実的な認識が見え始めていることも二つ目の特徴として押さえるべき点である。付言すれば、1970年代以降、性教育の制度化が本格化するのには、結婚のための準備教育という観点よりは、この若者の性行動に対応する緊急の必要性がより重要度を増して強調されるからなのである。

（本稿執筆にあたり平成13年度専修大学研究助成を受けた。）

- 1) 本稿においてイギリスという場合、特に注釈ない場合には England と Wales を指す。
- 2) Stephen Ball, *Education Reform*, Open Univeristy, 1994, p.46
- 3) 同上, p.47
- 4) Miriam David, 'Sex, Education and Social Policy: A New Moral Economy?', in *Gender Class & Education*, ed. & introduced by Stephen Walker & Len Barton, The Falmer Press, 1983, p. 148

- 5) 同上, p. 147
- 6) 同上, p. 142
- 7) 1945年以降の労働党, 保守党が政策上のコンセンサスを持って政治にあたっていたことを言う。労働党の Hugh Gaitskell と、トリー党の R. A. Butler の名前をつなげた造語。
- 8) Andrew Biggs, 'Social Security and the New Deal Paradigm', The Congressional Institute, Inc., November 6, 1999, <http://www.conginst.org/socialsecurity/NEWDEAL/>
- 9) 広瀬裕子「イギリスにおける学力問題の新展開—全国統一テスト結果男女逆転現象から見える社会変化」『学力問題と教育政策 日本教育政策学会年報 8』2001年6月
- 10) James Callaghan, 'Towards a national debate', reprinted in *Education*, 22 October 1976, pp. 332-3
- 11) permissive society, あるいは permissiveness ということばは、1960年代の自由主義的な風潮, 変化を批判する主旨で保守派の人々に使用された。
- 12) Cox, C.B. and Boyson, R. (Eds), *Black Paper 1977*, 1977, London, Maurice Temple Smith, p. 5
- 13) Stuart Hall, 'The great moving right show', *Marxism Today*, 23,1, 1979, p.14-21
- 14) 広瀬裕子「イギリス性教育をめぐる現行法の枠組み—1980年代から1990年代にかけての法整備とその背景—」『社会科学年報』第31号 専修大学社会科学研究所, 1997年3月, 「イギリスの性教育をめぐる議会論争—1994年性教育義務必修化の社会的背景と政策的意図—」『社会科学年報』第32号 専修大学社会科学研究所, 1998年3月, 「新聞報道に見る性教育世論—イギリスにおける性教育制度化の背景—」『社会科学年報』第33号 専修大学社会科学研究所, 1999年3月, 「性教育の制度化と英国 F P A の役割—避妊の多義性に関わる保守勢力の錯綜—」『社会科学年報』第34号 専修大学社会科学研究所, 2000年3月, 「イギリスにおける義務必修性教育の授業展開—政府妥協案の形式性と P S E 型サイエンス—」『社会科学年報』第35号 専修大学社会科学研究所, 2001年3月
- 15) 'Sex Education in the United Kingdom', in Rex Stainton Rogers, *Sex Education: Rationale & Reaction*, Cambridge University Press, 1974
- 16) Janet Newman 'Sex Education and Social Change: Perspectives on the 1960s', Ph.D. Thesis for the School of Education, The Open University,

Date of submission: 23rd May 1990

- 17) Ministry of Education, *Health Education: a handbook of suggestions for the consideration of teachers and others concerned in the health education of young people*, (Pamphlet No. 31), London, H. M. S. O., 1956
- 18) Ministry of Education, *15 to 18: A Report of the Central Advisory Council for Education (England)*, (The Crowther Report), London, H.M.S.O., 1959
- 19) Ministry of Education, *The Report of the Committee on the Youth Service of England and Wales*, Cmnd. 929 (The Albermarle Report), London, H. M. S. O., 1958
- 20) Ministry of Education, *Half our Future: A Report of the Central Advisory Council for Education (England)*, (The Newsom Report), London, H. M. S. O., 1963
- 21) Department of Education and Science, *Children and their Primary Schools* (The Plowden Report), London, H. M. S. O., 1967
- 22) Ministry of Health, *Health Education Report of a Joint Committee of the Central and Scottish Health Services Councils*, (The Cohen Report), London, H. M. S. O., 1964
- 23) ENGLAND, Departments of State and Official Bodies, Lord Chancellor's Department, Committee on the Age of Majority, *Report of the Committee on the Age of Majority, etc.*, [Chairman, Mr. Justice Latey.] , London, 1967
- 24) Sue Burkeがこの調査に触れているが、実施された年は不明である。
- 25) 広瀬裕子「性教育の制度化と英国FPAの役割—避妊の多義性に関わる保守勢力の錯綜—」『社会科学年報』第34号 専修大学社会科学研究所, 2000年3月
- 26) 詳細不明